



2026年5月25日
横浜信用金庫

「企業価値担保権」を活用した新たな融資取り組みを開始

横浜信用金庫（理事長 春日 隆）では、2026年5月25日より施行される「事業性融資の推進等に関する法律」（以下：推進法）の趣旨に則り、不動産担保や経営者保証の有無にとらわれず、技術、ノウハウ、将来性などの「事業そのものの価値」を深く理解し、事業の将来性に基いた融資の新しい選択肢として、「企業価値担保権」を活用した事業性融資の取り扱いを開始します。

記

1. 企業価値担保権の概要および特徴

（1）総財産を担保化

会社の将来取得される財産も含めた総財産が担保目的財産となります。

（2）会社法で定められた会社に対応

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社が対象となります。

（3）信託スキームの採用

委託者、受託者、受益者による信託スキームを構築し、厳正かつ公正な管理・運用を行います。

（4）商業登記による透明性の確保

制度の利用にあたっては、商業登記簿謄本への登記が必要となります。

（5）通常の事業活動の範囲外の行為の制限

重要な財産の処分等を行うには、事前に受託者の同意が必要となります。

（6）機関決定の実施

企業価値担保権の設定には、会社法で定める取締役会決議等の適切な社内手続きが必要となります。

（7）事業譲渡等による換価

万が一、企業価値担保権が実行された場合は、事業譲渡等による換価を検討します。

※企業価値担保権のご利用には審査があります。

2. 当金庫の基本方針

当金庫では、推進法に定める基本理念に基づき、以下の基本方針に従って業務を運営してまいります。

（1）事業性評価の徹底

（2）経営者保証に依存しない融資の促進

（3）対話と伴走型支援の実践

（4）事業価値の維持・向上

当金庫は、これからも地域事業者の皆様との緊密な信頼関係を構築し、地域経済の発展に貢献してまいります。

以上

== お問い合わせ先：融資部 砂辺、土橋（電話：045-680-6930） ==



横浜信用金庫

事業の将来性に基づく融資のための新しい選択肢!!
“企業価値担保権”はじまります



企業価値担保権って何？

企業価値担保権は、事業の将来性から、継続と成長を支えるための新しい制度です。

令和6年6月に成立した「事業性融資の推進等に関する法律」に基づき、令和8年5月25日から取扱いが開始します。



どんな場面でつかえるの？（活用例）

●事業拡大・事業再生を望む企業

⇒知的財産（技術・ノウハウ等）を強みに拡大・再生したい！

●事業承継を考えている企業

⇒経営者保証の負担を軽減して、事業承継を行いたい！

●スタートアップ企業

⇒事業計画等の将来性や定性情報から融資を受けたい！



ご注意いただきたい事項

- 企業価値担保権の利用については、商業登記簿謄本への登記が必要となります。
- 取引金融機関の位置付け（メインの選定）を明確にする必要があります。
- 金融機関とのより緊密な関係構築のため、別途資料や情報の提供を求める場合があります。
- 共有した事業計画と異なる経営を行う場合は、金融機関との事前のコミュニケーションや同意が必要となります。

制度詳細はこちら

金融庁ホームページ
企業価値担保権（旧：事業成長担保権）について

このまちの未来をともにつくる

 横浜信用金庫



よくあるご質問

Q 企業価値担保権は、借りにどのようなメリットがあるのでしょうか？

A 借りに手が、総財産（将来性を含めた事業全体）を担保とすることで、金融機関との事業の将来性に基づく資金調達の相談が円滑になり、資金調達後も、業況を理解する金融機関から経営支援を受けやすくなります。

Q お取引先等からはどのような見方をされるのでしょうか？

A 金融機関に事業の将来性を評価・期待されており、資金・経営支援を受けやすい緊密な関係にある等、前向きな見方がされるものと考えております。
※企業価値担保権は商業登記簿に登記されます。

Q 借りに手間が増えるのでしょうか？

A 主に次の点を考慮して総合的にご判断ください。

- ①金融機関による伴走支援を充実させるため、事業計画等の資料提出などの機会は増えると想定されますが、従来と比べ、複数の金融機関と折衝していた事務負担は軽減される可能性等もあります。
- ②融資審査において前提とされた事業の将来性が変化し得るため、「通常の事業活動の範囲」を超える行為（重要財産の処分等）を行おうとする場合、金融機関との事前のコミュニケーション・同意が必要となりますが、これは事業理解を促す機会にもなると考えられます。

Q 担保価値（企業価値）の範囲内で融資を受けられるということですか？

A 企業価値は、（不動産担保と異なり大きく変動しますので）融資額を決定するものにはなりません。融資額は、事業の将来性（事業計画等）を踏まえ、その実現に必要な資金額の評価等に基づいて、判断されます。

Q 企業価値担保権の実行とは、どのように行われるのでしょうか？

A 裁判所が選任した公正中立な管財人による事業譲渡によって行われます。他の担保と異なり、事業や雇用を維持することを目指す手続です。金融機関は、事業譲渡による換価代金から配当を受けることとなります。

